

保育利用調整基準点数表等

➤ 「保育の必要性」の事由の区分による点数表(基準点数表)

保育の必要性		保護者の状況細目			基準 点数
区分	類型				
1 就労	居宅外 労働	外勤	週 5 日以上勤務し、週 40 時間以上の就労		10
		居宅外自営	週 5 日以上勤務し、週 35 時間以上の就労		9
			週 4 日以上勤務し、週 30 時間以上の就労		8
			週 4 日以上勤務し、週 25 時間以上の就労		7
			週 3 日以上勤務し、週 20 時間以上の就労		6
			週 3 日以上勤務し、週 12 時間以上の就労		4
			居宅内 労働	居宅内自営 農業	週 5 日以上勤務し、週 40 時間以上の就労
	週 5 日以上勤務し、週 35 時間以上の就労				8
	週 4 日以上勤務し、週 30 時間以上の就労				7
	週 4 日以上勤務し、週 25 時間以上の就労				6
	週 3 日以上勤務し、週 20 時間以上の就労				5
	週 3 日以上勤務し、週 12 時間以上の就労				3
	内職	週 5 日以上就労し、週 30 時間以上の就労		5	
		週 3 日以上就労し、週 20 時間以上の就労		4	
週 3 日以上就労し、週 12 時間以上の就労		2			
2 妊娠・出産		出産予定日の 8 週間前の日の属する月の初日から、出産日から起算して 8 週間を経過する日の翌日の属する月の末日まで			6
3 保護者の疾病・負傷・障害	疾病・負傷	1 箇月以上の入院又は入院見込みの場合		10	
		(1 箇月以上)	居宅内療養	常時臥床の場合	10
			安静を要すると診断された場合又は日常生活動作に支障を来している場合		8
			上記以外で通院加療が必要な場合		3
	障害	「身体障害者手帳 1 ～ 2 級所持」、「聴覚障害者 2 ～ 3 級所持」、「精神障害者保健福祉手帳所持」、「療育手帳 A 所持」、「介護保険の要介護度が 3 ～ 5 」のいずれかに該当する場合			10
		「身体障害者手帳 3 級所持」、「聴覚障害者 4 級所持」、「療育手帳 B 所持」、「介護保険の要介護度が 1 ～ 2 」のいずれかに該当する場合			6

		「身体障害者手帳 4 ～ 6 級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合	3
4 同居親族等の介護・看護	施設への送迎をし、かつ、付添介護のために保育することができない場合、又は重度身体障害者、寝たきり高齢者等の介護を常態とする場合		区分 1 を準用
5 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧のため保育することができない場合		10
6 求職活動 (起業準備含む)	内定	入園希望日から 1 箇月以内に就労する予定がある場合	区分 1 を準用
	未定	求職活動又は起業準備のため保育することができない場合	1
7 就学	日中、就学・技能修得等のため、保育することができない場合		区分 1 を準用
8 虐待・DV	児童虐待や DV(配偶者に対する暴力をいう。以下同じ。)のおそれがある場合		10
9 育児休業	育児休業取得時に既に保育所等を利用している子どもがいる場合で、当該子どもの継続利用が必要であると認められる場合		3
10 その他	不存在	死亡、離婚、行方不明、別居(離婚調停又は裁判中に限る。)、拘禁等	10
	上記以外で、明らかに保育することができないと認められる場合		※

備考

- 1 保護者が複数の状況に該当する場合は、各々について基本点数の高い方の状況を採用する。
- 2 保育できない 65 歳未満の祖父母が同一敷地内又は隣接敷地にいる場合は、これらの者についても保育の必要性を証明する書類を提出すること。
- 3 就労時間は、休憩時間を含む労働契約上の正規の時間とし、残業時間及び通勤時間は含まないものとする。
- 4 育児短時間勤務等について、終期が保育利用の年度内である場合は正規の勤務時間等による点数とする。
- 5 「※」については、当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。

➤ 「優先利用」等の区分による点数表(調整点数表)

類型	区分	状況	点数	備考
世帯の状況	1	ひとり親世帯(ただし、事実婚の場合は除く。)	2	
	2	父母の1人が6箇月以上にわたり単身赴任、入院等により不在の場合	1	
	3	生活保護世帯	2	
	4	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	2	
	5	児童虐待又はそのおそれがある場合	10	
	6	DVにより保育を行うことが困難な場合	3	
	7	その他社会的養護が必要であると認められる場合(里親委託が行われている場合を含む。)	1	
	8	保護者の疾病の程度が週3回以上の通院を必要とされる場合	1	
	9	通信制大学、通信教育の学生である場合	-3	
	10	同居等(同一敷地又は隣接敷地の場合を含む。)の65歳未満の祖父母が無職、求職中又は月48時間以上の就労をしていない場合(疾病・介護等で保育に当たることができない場合を除く。)	-20	
児童の状況	11	現在利用している保育所等の利用継続を希望する場合で、区分27に該当しない場合	7	
	12	兄弟姉妹(多胎児を含む。以下同じ。)が同一の保育所等の利用を希望する場合	2	区分13と重複して加算しない
	13	兄弟姉妹が既に保育所等を利用しており、同一の保育所等の利用を希望する場合(兄弟姉妹が既に利用している保育所等に、利用を希望する児童の年齢に該当するクラスの設置がなく、同一の保育所等の利用を希望できない場合を含む。)	4	区分12と重複して加算しない
	14	利用を希望する児童が「身体障害者手帳1～3級所持」、「療育手帳所持」、「特別児童扶養手当の支給対象児童(所得により手当の支給を停止されている場合を含む。)」のいずれかに該当する場合	2	
	15	保育所等を利用中の場合で、年度途中において他の保育所等への転園を希望する場合(特別な理由がある場合を除く。)	-15	
	16	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童で、連携施設への入園を希望する場合(連携施設を第1希望とする場合は、更に10点を加算する。)	7	

	17	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童で、連携施設以外への入園を希望する場合（3歳児から受け入れをしているこども園への入園を希望する場合は、更に10点を加算する。）	4	
就労状況	18	産前・産後休暇又は育児休業取得時に保育所等を退所した児童が、保護者の復職時に、退所した保育所等への利用申込みをする場合又は育児休業の対象になった弟妹が同時に利用申込みする場合	10	区分19と重複して加算しない
	19	産前・産後休暇又は育児休業中に出産した児童について、現に保育所等を利用している兄又は姉と同じ保育所等の利用を希望する場合	10	区分18と重複して加算しない
	20	産前産後休業又は育児休業後に職場復帰する場合	2	
	21	保護者が育児休業を取得し、利用を希望する児童の3歳の誕生日の前日が属する月に復帰予定の場合	2	
	22	保護者が保育士又は保育教諭として市内の保育所等で月120時間以上勤務する場合(内定含む。)	15	
	23	保護者が保育士又は保育教諭として市内の保育所等で月80時間以上120時間未満勤務する場合(内定含む。)	10	
	24	保護者が保育士又は保育教諭として市内の保育所等で月48時間以上80時間未満勤務する場合(内定含む。)	5	
	25	保護者が保育士又は保育教諭として市外の保育所等で勤務する場合(内定含む。)	3	
	26	就労内定のうち、就労開始時期が未定のもの	- 3	
その他	27	未納の保育料が3箇月以上あり、かつ、納付の相談がない場合又は未納保育料の納付約束を履行しない場合	- 10	
	28	市外在住者(転入予定者を除く。)	- 20	
	29	申込児童又は兄弟姉妹が同一年度内の入所を辞退したことがある場合(特別な理由がある場合を除く。)	- 5	
	30	教育委員会が特に必要と認める場合	※	

備考

1 同時に複数該当する場合は、該当するものすべてを加(減)算したものを調整点数とする。

2 「※」については、当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する。

<その他>

区分17「3歳児から受け入れをしているこども園」とは、市内では、現在「六条院こども園」のみです。

➤ 基礎点数及び調整点数の合計点が同じになった場合の優先順位表(同一点数時の順位表)

順位	項目
1	市内在住者
2	兄弟姉妹が希望の保育所等に在所又は入所が内定し、同じ保育所等へ入所する場合
3	保育士又は保育教諭として保育所等で勤務する者(勤務地は市内外問わないが、市内を優先とする。)
4	当該保育所等の希望順位の高い者
5	基本点数が高い世帯
6	保育の必要性区分による優先順位(①～⑪の順) ①災害復旧 ②児童虐待・DV等 ③疾病・負傷・障害 ④就労(居宅外) ⑤就労(居宅内) ⑥妊娠・出産 ⑦求職活動(内定) ⑧介護・看護 ⑨就学 ⑩育児休業 ⑪求職活動(未定)
7	保育所等の待機(保留)期間が長い者
8	保育料の滞納がない者
9	養育している小学生以下の子どもの人数が多い者
10	保育の必要な時間が長い者
11	合計所得金額(基準日が4月から8月の場合は前々年分、9月から3月の場合は前年分)が低い世帯